

労働関係の法律についての基礎的な1日研修です

労働実務 総合研修

主催 愛知県下各労働基準協会 実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会

労働基準監督署の定期監督（立入調査）では事業場の6～7割に賃金不払い残業等の法違反が発見され、雇い止め、労働条件の引き下げ等をめぐる労使の紛争、過労死、セクハラ、パワハラ等への損害賠償請求事件も急増しており、企業が大きな責任を負う労働トラブルが増加しております。

労働トラブルの防止には、労務人事・安全衛生担当者は勿論のこと、多くの義務・責任を負うライン管理者等直接労働者を使用される立場にある方にも、労働法令の知識と実務を習得いただくことが不可欠です。

そこで、愛知県下の各労働基準協会では、労働者を使用される立場にある方等に最低限必要となる、関係法令とトラブル防止の基礎知識を学んでいただく「労働実務総合研修」を開催いたします。

ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。



大半のライン管理者は労働法令をご存知ありません

日程	内容	講師(一般社団法人 名北労働基準協会)	時間	会場
平成29年 4月12日(水)	労働基準法 の実務のポイント	専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高 司	午前9時30分 午後4時30分	一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室 名古屋市北区清水1-13-1
6月21日(水)	労働安全衛生法 の実務のポイント	池戸労務安全管理事務所 所長 (元労働基準監督署長) 池戸 宏 光		
8月 2日(水)	労災・雇用保険法 の実務のポイント	ホワイト企業推進本部長 (元労働保険事務組合 課長) 石田 和 彦		
10月12日(木)	労使トラブル防止 の実務のポイント	特別顧問 (元労働基準監督署長) 石田 幹 夫		
12月 6日(水)				
平成30年 2月1日(木)				
のいずれか一日				

- 対 象**
- ・ 新任の労務人事・安全衛生担当者等の方
 - ・ 各部署の部長、課長等のライン管理者、営業所長、工場長など直接労働者を使用される立場にある方

ライン管理者等直接労働者を使用される立場にある方も、労働時間管理・業務命令の発出等を行う場合は、その権限の範囲では労働基準法上の使用者となり重い義務・責任を負い、経営者が違法行為を黙認、是正しない場合は、その責任は経営者、企業本体にも及びます。



スライド等を使用しわかりやすく説明します

テキスト 「労務管理の早分かり」 労働関係法令の概要から、届出書類の一覧表、記載例届出用紙等を収録した、今後の労務管理・安全衛生管理の参考となるテキストです。

会 費 会員 9,250円 非会員 12,340円 ※テキスト代、昼食代、消費税を含む

修了証 受講修了者に「修了証」を交付いたします。

